



市老連だより 9

令和3年6月14日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

2021年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.10) について

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省老健局老人保健課などは9日、2021年度介護報酬改定のQ & A (Vol.10)を各都道府県などに出しました。「科学的介護推進体制加算」の算定要件となるLIFEへの情報提出について、入院等で「30日以上」サービスの利用がなかった場合は、サービス利用終了時の情報提出が必要です。その後、サービス再開の場合は、利用開始時の情報提出が必要だとしています。

Q & Aでは、サービス利用開始時にLIFEへの情報提出が必要な加算は、「科学的介護推進体制加算」「自立支援促進加算」「褥瘡マネジメント加算」「排せつ支援加算」で、サービス利用終了時に情報提出が必要な加算は「科学的介護推進体制加算」だと注釈しています。

当該サービスの再開や当該施設への再入所を前提に、短期間の入院等による「30日未満」のサービス利用の中断については、中断後に利用を再開した場合は、サービス利用終了時および開始時の情報提出は必要ないと、Q & Aの問2で示しました。

また問3では、利用者の死亡により、当該サービスが終了した場合の情報提出の取り扱いについては、死亡した月の情報をサービス利用終了時の情報として提出する必要はあるが、死亡により把握できない項目があった場合は、把握できた項目のみの提出でも差し支えないとしています。

このほかQ & Aでは、問1の通所サービスにおける「栄養アセスメント加算」で利用者が複数の通所事業所を利用している場合、栄養アセスメント加算の算定事業者はどのように判断するのかについて「サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定すること」とし、原則として当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すると答えたのをはじめ、10の問いに回答しました。

【詳細資料については、下記 URL をご確認ください。】

URL : http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/06/ksvol.991.pdf

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10大阪市立社会福祉センター 311
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp